

石総務第 109 号
平成30年5月9日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

実施機関が行う個人情報の取り扱いについて（諮問）

表記の件について、下記のとおり個人情報を取り扱いたいので、石狩市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条第3項第7号の規定により、貴審査会の意見を求めます。

記

1 個人情報の取扱事務の名称

公用車にドライブレコーダーを設置し運用することに伴う個人情報の収集について

2 諮問事項の区分

本人以外のものからの個人情報の収集

3 諮問事項の具体的な内容

交通事故発生時等における原因究明及び責任の明確化を目的に、石狩市が所有・管理する公用車にドライブレコーダーを設置し運用するにあたり、ドライブレコーダーに一般市民及び車両等の映像が記録されることが条例による収集の制限に該当する恐れがありますが、下記の理由により制限の適用を除外する相当な理由があるものとして、貴審査会の意見を賜りたく、諮問するものです。

4 理由

公用車にドライブレコーダーを設置し運用するに当たり、公用車の走行時には、当然本人以外の者から本人の同意なく個人情報を収集することとなりますが、当該公用車の運行に係る交通事故等について、当事者（相手方）との早期紛争の解決を図ることにより紛争解決に係る人的・金銭的成本を抑制する効果を得ることができることから、「相当の理由がある」と考えます。

（総務部総務課）

平成30年5月9日

石狩市長 田岡克介様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会長 向田直範

平成30年5月9日付け石総務第109号をもって諮問のありました、公用車にドライブレコーダーを設置し運用することに伴う個人情報の収集について審査した結果、審査会として、下記の条件を付してこれを認めることとしたので答申します。

記

- 1 取得した個人情報データの外部提供については、個人情報保護条例の規定に準拠して、適切に規定すること
- 2 取得した個人情報データの管理について、責任者・保存方法・保存期間・消去に関することなどを規定すること